



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 文部科学省 初等中等教育局長へ要望 准看護師養成の停止および制度の課題解決 医療的ケア看護職員の体制整備と定着支援を

公益社団法人日本看護協会（会長 秋山智弥、会員 70 万人）は 4 月 3 日、文部科学省の三木忠一文部科学戦略官に望月禎初等中等教育局長宛の「令和 9 年度予算・政策に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

准看護師制度が創設された約 70 年前から時代は大きく変化し、人々の療養の場が多様化していることに伴い、医療現場では、これまで以上に看護職の役割や能力の発揮が求められています。また、学校における医療的ケア児の増加に伴う安心・安全な医療的ケアの提供のためには、安定的な看護職員の確保・定着が必要であり、指導的立場の看護職を配置することによる相談支援体制の充実が求められています。これらを踏まえ、令和 9 年度予算案等の編成、政策の策定にあたり下記 2 点を要望しました。



三木戦略官（右）に  
要望書を手渡す秋山会長

秋山会長は「高度化した医療ニーズに適切かつ自律的に対応するためには看護師資格の取得が必要である。また、高等学校衛生看護科の卒業生のうち、約 95%が准看護師として就業せずに看護師資格取得のために進学しているなど、世の中の状況は変化している。これらの点を踏まえ、准看護師養成の停止を検討頂きたい」と述べた。指導的立場の医療的ケア看護師の配置については「指導的立場の看護職員が配置されている自治体では、医療的ケアの標準化だけでなく看護職員の安心、ひいては離職防止・定着につながっている。市町村単位でも配置するための方策を検討頂きたい」と要望した。

三木戦略官は「医療は地域に必須のサービスであり、看護職はそのサービスを支える重要な職であると認識している」とした上で、「准看護師養成所については、自治体が各々の状況を鑑みて設置の判断をしているため、厚労省と連携しながら、社会や地域に求められる力を身に付けられるよう看護教育の充実を図っていきたい。また、医療的ケア看護職員の配置に関しては、指導的立場の看護師の配置についても教育委員会が作成するマニュアルの見本に推奨事項として盛り込む方向で進めている。今後も予算の確保など、しっかりと取り組んでいきたい」と意向を述べました。

### 〈要望事項〉

1. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決
2. 医療的ケアの充実に向けた指導的な立場の看護師の配置

令和8年4月3日

文部科学省

初等中等教育局長 望月 禎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋山 智 弥



## 令和9年度予算・政策に関する要望書

医療の高度化、高齢化の進展に伴って患者像が複雑化し、人々の療養の場が多様化する中、看護職には高い実践能力が求められています。准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示があってその業を行うことのできる資格であるため、教育内容は指示を前提としたものとなっており、看護師とは大きく異なります。しかし、現場では、准看護師に受けてきた教育以上の役割や業務を求められてきた歴史があり、本会では制度創設以後、養成の停止に取り組んできました。

患者の安全と安心を確保し、より専門的な役割発揮が求められる状況の中、現在の医療・社会のニーズに即した看護職養成を行うためには、准看護師制度の課題を踏まえ、准看護師養成の停止、看護師養成制度の統合を進めていくことが必要です。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置の支援や処遇改善等の取り組みが進められています。

しかし、医療的ケア看護職員の多くは単独で業務を行っており、他の医療職が職場にいない環境の中、必要な判断や対応等が求められるため、医療的ケア看護職員が安心して働き続けられる体制の整備や定着に向けた方策を検討することが必要です。

以上より、令和9年度予算案等の編成、政策の策定にあたっては、以下の要望事項2点を強く要望するとともに、その実現に向け格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

### 要 望 事 項

1. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決
2. 医療的ケアの充実に向けた指導的な立場の看護師の配置

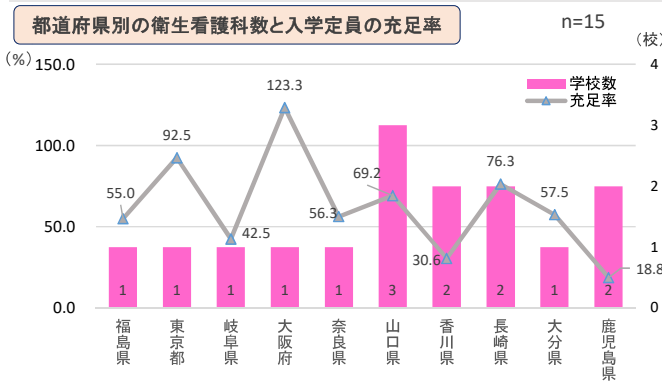
# 1. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決

- 高齢化の進展等により患者像が複雑・多様化する中において安全・安心な看護を提供するため、学校教育法に基づく高等学校設置基準※を改正し、准看護師養成を停止されたい。  
 ※高等学校設置基準第六条(専門教育を主とする学科)  
 「六 看護に関する学科」
- 准看護師制度は、今から約70年前に戦後急激な病院増設による看護師需要が大きくなる中、当時女子の高校進学率は37%と低く、看護師を十分に増やすことが難しいことから、中学校卒業を要件に看護師を補助する資格として創設された。
- 高等学校等進学率は98.6%<sup>1)</sup>と高く、時代は大きく変化しており、さらに、医療の高度化が進む中、看護職員に求められる能力も高度化している。
- 准看護師が看護を行うには、看護師等の指示が必要であり、複雑多様化する医療ニーズに適切かつ自律的に対応するには、看護師の資格が必要である。
- 准看護師からは「夜勤は准看護師のみで、指示を出す看護師がおらず不安」などの声も挙がっている。

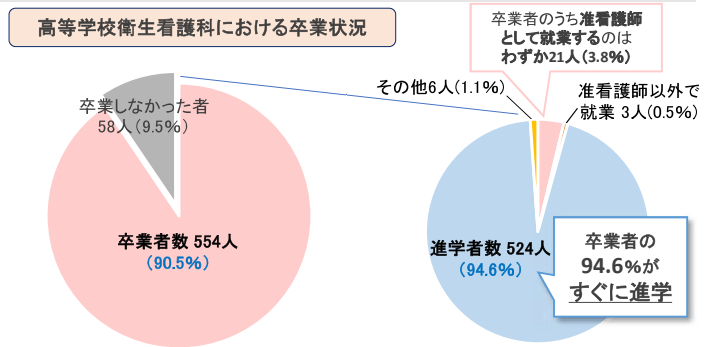
出典:1)文部科学省「高等学校教育の在り方ワーキンググループ(第16回)配布資料1-4:高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料1/3」

## 看護に関する学科(高等学校衛生看護科)の動向

全国の高等学校衛生看護科は15校で、学校によって入学定員充足率が大きく異なっている。卒業者の約95%は准看護師として就業せず、卒業後すぐに看護師資格取得のため進学する。



出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」(2025年度)



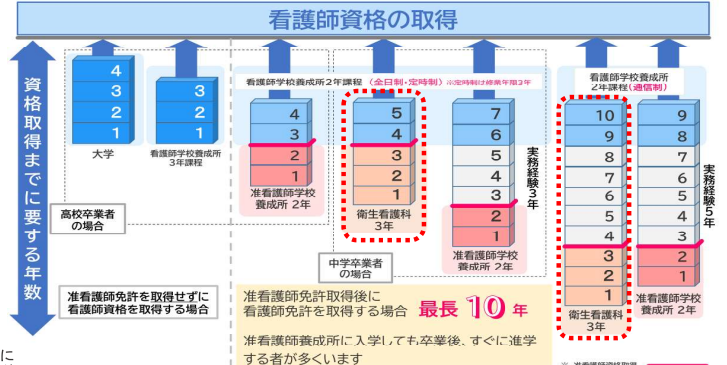
出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」(2025年度)

### (参考)看護師と准看護師の違い

	看護師	准看護師
基礎教育		
入学要件	高校卒業	中学校卒業
年限	3年以上	2年以上
単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許	厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業	「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする)」(法第6条)

出典:保健師助産師看護師法、厚生労働省医政局長通知「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正についての一部訂正等について(通知、令和4年2月28日、医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4に基づき作成

### (参考)看護師資格取得までに要する年数



出典:日本看護協会HPより

## 2. 医療的ケアの充実に向けた指導的な立場の看護師の配置

安全・安心な医療的ケア実施体制と医療的ケア看護職員の人材確保・定着が促進されるよう

- 都道府県・政令指定都市教育委員会へ、指導的な立場の看護師の必置を促すための措置を講じられたい。
- 市町村における医療的ケア看護職員の相談支援体制充実に向け、市町村単位で指導的な立場の看護師を配置するための財政措置を講じられたい。

© 2026 Japanese Nursing Association

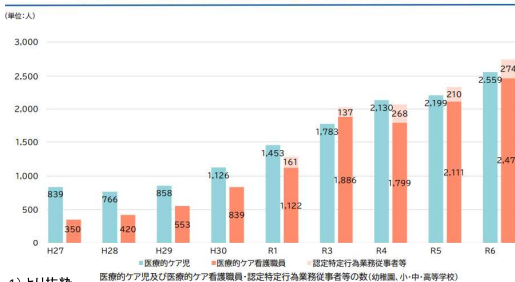
3

### 学校における医療的ケアの指導的な立場の看護師の配置状況

- 学校における医療的ケア児が増加する中、安全な医療的ケアを提供し、家族の付添の負担を軽減するためには、看護職員の安定的な人材確保と安全・安心な医療的ケア実施体制が必要
- 医療的ケア看護職員の相談対応や指導を行う指導的な立場の看護師を配置している事例では、医療的ケア看護職員の離職防止や安全の質の担保に関する効果が報告されている
- 学校における医療的ケア看護職員の単独配置は8~9割であるが、指導的な立場の看護師の配置状況は未だ低い

#### 学校における医療的ケア児は年々増加

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



1)より抜粋

#### 医療的ケア看護職員を取り巻く課題

看護師の戸惑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近に相談できる医療職がない場合がある</li> <li>● 一人勤務による孤立や不安、教育側の理解不足による業務のやりにくさや情報共有の不足</li> </ul>
看護師の人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校と小・中学校で働く場合とでは業務内容、働く環境、教育課程が異なる</li> <li>● 看護師の配置が特別支援学校を中心として行われ、通常学校で手薄</li> </ul>

単独配置の看護師に対する支援として、都道府県や政令指定都市などでは**医師や指導的な立場の看護師による相談・助言**を多く実施されているが、政令指定都市以外の自治体では**医療職への相談体制確保が課題**

2)より日本看護協会が作成

#### 医療的ケア看護職員の配置の現状

	単独で看護師等が配置されている学校がある*1 (n=410)	指導的な立場の看護師がいる*1 (n=410)	教育委員会に指導的な立場の看護師がいる (n=54)*2 *複数回答
都道府県	87.2%	48.7%	26.3%
市町村	82.2%	9.4%	60.0%
政令指定都市	93.3%	60.9%	100.0%
中核市	84.8%	17.4%	62.5%
それ以外の市区町村	81.3%	5.8%	38.9%

2)より日本看護協会が作成

\*1: 医療的ケアを受け入れている学校がある自治体の回答  
\*2: 指導的な立場の看護師がいる自治体の回答

#### 指導的な立場の看護師の配置による取組みとその効果

	指導的な立場の看護師の取組み	効果
A県・B市	● 各学校へ巡回訪問・相談対応(学校で働く医療的ケア看護職員の疑問や課題を支援)	● 学校間の <b>医療的ケアの標準化</b> ● <b>医療的ケア看護職員の安心</b> につながり <b>離職防止・定着</b> に寄与
A県	● 初任の医療的ケア看護職員に対する研修や学校(市町村教育委員会設置)からの要請に応じた研修の実施	● 県内における横のつながりを大切にしたい体制を構築
B市	● 教育委員会指導主事と月1回定期的に面談	● 各学校の医療的ケアの状況を把握し、 <b>課題解決にむけ早期対応</b>
C市	● 教育委員会に配置して定期巡回	● 教育委員会として医療的ケア看護職員の抱える疑問・課題を把握 ● 医療的ケア看護職員の <b>悩みを相談できる体制</b> が <b>離職防止</b> に寄与

3)より日本看護協会が作成

1) 文部科学省 令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果(概要)

2) 学校における医療的ケア実施体制拡充事業(安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進に関する調査分析事業) 令和6年3月 PwCコンサルティング合同会社(令和5年度文部科学省委託)

3) 令和6年度 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究) 学校における医療的ケア看護職員の 人材確保・配置方法に関する取組事例集 令和7年3月 文部科学省